

国自技第359号
国自環第294号
平成15年4月4日

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領（平成1年国土交通省告示第17号）」の一部を改正する告示(平成15年国土交通省告示407号)の施行に伴い「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」(昭和36年11月25日付け第880号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより実施されたい。